

## 【新薬の宣伝許可に関する取り決め】

2023年4月改訂

**新薬などを当院で宣伝・紹介する場合は、以下の項目を遵守してください。**

発売日、薬価が決定していない場合は、原則、宣伝許可はしていません。この場合は、お知らせのみ MONITARO のメッセージに添付するか郵送してください。

ただし、発売日決定前に情報提供が必要な場合は、理由を添えて薬剤部長にご相談ください。

1. 発売日決定後、下記の資料を一部郵送してください。  
送り先は、以下の通りです。

〒861-8520

熊本県熊本市東区长嶺南2丁目1番1号

熊本赤十字病院 薬剤部

薬剤部長・医薬品情報担当者 宛

「〇〇〇」の△△△情報在中

← 宛名は、個人名を記載しないでください

← 内容は、具体的に記載してください

- ①「医薬品情報資料提出チェック用紙」（別紙1）
- ②医薬品添付文書
- ③インタビューフォーム
- ④「使用上注意」の解説
- ⑤適正使用ガイド
- ⑥配合変化表
- ⑦製品情報概要（パンフレット）
- ⑧医薬品情報提供資料（別紙2）
- ⑨審査報告書（審査報告(2)の項目のみ）
- ⑩当該医薬品に関するその他の情報（文献、対象疾患ガイドライン等）
- ⑪同種同効薬等がある場合は、製剤の比較表等の資料
- ⑫その他、必要と思われる情報

2. 資料を薬剤部で確認後、必要時 Web でヒアリングを行います。薬剤部から日程調整について MONITARO で連絡をします。宣伝許可についてはヒアリング時にお伝えします。

\* 宣伝許可を得ていない薬剤の宣伝・紹介は禁止

3. 後発品（BS 以外）および剤形追加、既存薬の合剤などに関しては、発売日決定後、資料としてパンフレットのみ郵送し、翌日から医師への紹介を開始してください。

4. BS は新薬と同様の手続きをとってください。

熊本赤十字病院薬剤部  
薬 剤 部 長  
医薬品情報室